

天塩警察署からのお知らせ

特殊詐欺被害



北海道が狙われている



が道内で多発中！

今年に入り、特殊詐欺の被害が止まらない状況です。

6月末時点での北海道内の被害認知件数は152件で、被害総額は約6億4千万円と昨年より大幅に被害が増えています。

詐欺の被害に遭わないために、詐欺についての知識を家族や友人などと共有し、大切な財産を守りましょう。

また、詐欺と疑われる電話が来た時は、1人で悩まず、警察や家族に相談してください！



詐欺電話が来たら、#9110に相談！

旭川地方法務局からのお知らせ ～相続土地国庫帰属制度のご案内～

人口の減少・高齢化の進展などを背景に、土地の利用ニーズが低下している昨今、土地所有に対する負担感が増加しており、相続された土地の名義変更を行わないことに起因する「所有者不明土地」の増加が大きな社会問題となっています。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、相続によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認を受けることにより、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が、令和5年4月27日からスタートします（売買などによって任意に土地を取得した方や会社・法人は対象になりません）。

なお、通常の管理または処分をするに当たって過大な労力や費用が必要となる土地は対象外となり、申請後に法務局職員などによる書面審査や実地調査が行われます。

また、申請時に審査手数料を納付いただくほか、承認を受けた場合には、負担金（向こう10年分の土地管理費用相当額）を納付いただく必要があります。

お問い合わせ先：旭川地方法務局登記部門 電話 0166-38-1146

受付時間～8時30分から17時15分まで（年末年始・土日祝日を除く）

手続きの詳細：法務省ホームページ～https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html